

秋田県公報

目 次

人事委員会規則	ページ
人事委員会規則一（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則	1
人事委員会規則二（事務局長に対する権限の委任）の一部を改正する規則	1
人事委員会規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則	2
人事委員会規則七一（給料等の支給）の一部を改正する規則	2
人事委員会規則七二（給料の調整額）の一部を改正する規則	2
人事委員会規則七三（管理職手当）の一部を改正する規則	3
人事委員会規則七五（給与の支払監理）の一部を改正する規則	4
人事委員会規則七九（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則	4
人事委員会規則七三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則	5
人事委員会規則七三六（通勤手当）等の一部を改正する規則	5
人事委員会規則七四六（特殊勤務手当）の一部を改正する規則	5
人事委員会規則七五〇（農林漁業改良普及手当）の一部を改正する規則	6
人事委員会規則七六二（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則	7
人事委員会規則八三（退職手当）の一部を改正する規則	7
人事委員会規則八六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則	9
人事委員会規則九九（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則	12
人事委員会規則一〇四（職員からの苦情相談）	12
人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則	13
人事委員会訓令	
人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令（一・人事委員会事務局総務課）	13

人事委員会告示
口頭により開示請求することができる個人情報の一部改正（一・人事委員会事務局総務課）

人事委員会規則

人事委員会規則二一（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則二一（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則

規則二一（人事委員会事務局の組織）の一部を次のように改正する。

第三条中第十九号を第二十一号とし、第十号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 職員からの苦情相談に関する事。

第三条第八号の次に次の一号を加える。

九 人事行政の運営等の状況の公表に係る報告に関する事。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則二一（事務局長に対する権限の委任）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則二一（事務局長に対する権限の委任）の一部を改正する規則

規則二一（事務局長に対する権限の委任）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第八条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「必要」を「必要」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第二条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 人事行政の運営等の状況の公表に係る報告に関する事。

十 職員からの苦情相談に関する事。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則
規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「上級 職員採用上級試験」を「大学卒業程度 大学卒業程度試験」に改め、同条第十二号中「中級 職員採用中級試験」を「短大卒業程度 短大卒業程度試験」に改め、同条第十三号中「初級 職員採用初級試験」を「高校卒業程度 高校卒業程度試験」に改める。

第十一条第一号中「得る」を「得て定める基準に定める資格を有している」に改める。

第十四条第二項及び第十五条第一項第一号中「上級」を「大学卒業程度」に、「中級」を「短大卒業程度」に、「初級」を「高校卒業程度」に改める。

第二十条第一項第一号中「得る」を「得て定める基準に定める資格を有している」に改める。

第二十五条第一項及び第二十七条第一項中「得て」を「得て定める基準に定める資格基準に従い」に改める。

第二十九条第一項第一号中「中級」を「短大卒業程度」に改める。

第三十条第七号中「あらかじめ」及び「承認を得て」を削り、同条第八号中「同条」、「あらかじめ」及び「承認を得て」を削る。

第四十六条第二項第一号中「職員採用上級試験」を「大学卒業程度試験」に、「者 上級」を「者 大学卒業程度」に改め、同項第二号中「職員採用中級試験」を「短大卒業程度試験」に、「者 中級」を「者 短大卒業程度」に改め、同項第三号中「職員採用初級試験」を「高校卒業程度試験」に、「者 初級」を「者 高校卒業程度」に改める。

第四十八条中「第十八条」を「第十一条第一項第一号、第十八条、第二十条第一項第一号、第二十五条第一項」に改め、「含む」の下に、「第二十七条第一項」を加える。

附則第五項の前の見出し並びに同項及び附則第六項を削る。

別表第一八の表二級の項第一号中「航海士」を「一等航海士、二等航海士又は航海士(又は「一等航海士」という。))」に改め、同表三級の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2 中型船舶(一種)又は中型船舶(二種)の困難な業務を行う一等航海士の職務

別表第一八の表四級の項に次の一号を加える。

3 中型船舶(一種)又は中型船舶(二種)の特に高度の知識経験に基づき困難な業務を行う一等航海士の職務

別表第二一の表中「上級」を「大学卒業程度」に、「中級」を「短大卒業程度」に、「初級」を「短大卒業程度」に改め、別表第二一の表中「初級」を「高校卒業程度」に、「初級」を「短大卒業程度」に改める。

別表第六イの表中「上級」を「大学卒業程度」に、「中級」を「短大卒業程度」に、「初級」を「短大卒業程度」に改め、別表第六ロの表中「初級」を「高校卒業程度」に改め、別表第六ロの表中「上級」を「大学卒業程度」に、「中級」を「短大卒業程度」に、「初級」を「短大卒業程度」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十一条、第二十条、第二十五条、第二十七条及び第四十八条の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七一(給料等の支給)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七一(給料等の支給)の一部を改正する規則

規則七一(給料等の支給)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第四条中「に規定する」を、「第四条及び第五条の規定に基づく」に改める。

第十八条(見出しを含む)中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第十九条(見出しを含む)中「災害派遣手当」の下に、「及び武力攻撃災害等派遣手当」を加える。

第二十条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第二十一条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「規則で」を「規則に」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七二(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 二(給料の調整額)の一部を改正する規則
規則七 二(給料の調整額)の一部を次のように改正する。
別表第一福祉事務所の項を削り、同表障害者相談センターの項中「障害者相談センター」を「福祉相談センター」に改め、同表中央児童相談所の項を次のように改める。

児童相談所	1	専ら一時保護施設に勤務する児童指導員及び保育士	二
	2	所長、児童指導員、保育士及び心理判定指導員 (1に掲げる者を除く。)	一
	3	専ら一時保護施設に勤務する保健師	

別表第一千秋学園の項の次に次のように加える。

女性相談所	心理判定指導員	一
-------	---------	---

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則
規則七 三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表知事部局本庁の項中「政策監」を「政策監 報道監」に、
「主幹」を「主 報」

幹 道専門員
に改め、同表知事部局地域振興局(秋田地域振興局を除く。)(の項中

「ダム管理事務所」を「建設部のダム管理事務所」に改め、同表知事部局地域振興局(秋田地域振興局に限る。)(の項中「八郎潟基幹施設管理事務所」を「農林部八郎潟基幹施設管理事務所」に、「ダム管理事務所」を「建設部のダム管理事務所」に改

「課長」を「課長 企画監」に改め、同表知事部局障害

者相談センターの項中「障害者相談センター」を「福祉相談センター」に、

「所長」を「所長」に改め、同表知事部局太

平療育園の項中「医長」を「医長 総看護師長」に改め、「主任専

門員」を「主任専門員 看護師長」に改め、同表知事部局中央児童相談所の項中

「所長」を「所長」に改め、同表知事部局脳血管研

究センターの項及びリハビリテーション・精神医療センターの項中「薬局長」を「薬

局長 看護師長」に改め、「総看護師長」を削り、「主任専門員」を「主任専門員 副総看護師長」に、

「主任専門員」を「主任専門員 看護師長」に改め、同表知事部局衛生看護学院の項中

「事務長 教務部長」を「副学院長 事務長 教務部長」に改め、同表知事部局地

域農業改良普及センターの項を削り、同表知事部局農業試験場の項中「主席専門技

術員」を削り、同表知事部局北海道事務所の項中「所長」を「所長」に改め、同表知事部局大阪事務所の項中

「所長」を「所長 主幹」

に改め、同表知事部局名古屋事務所の項中			に改め、同表知事部局福岡事務		
	所長			所長	
を			に改め、同表知事部局福岡事務		
	所長			主幹	
を			に改め、同表知事部局企業支援センターの項を削り、同表知事		
	所長			主幹	
を			に改め、同表知事部局職業能力開発校（秋田技術専門校を除く。）の項中「秋田技術専門校」を「鷹巣		
	校長			主幹	
技術専門校」に、			を		
	校長			主幹	

に、「課長			に改め、同表知事部局秋田技術専門校の項中		
	主任専門員			主任専門員	
を			に改め、同表知事部局職業能力開発校（鷹巣技術専門校に限る。）に、		
	主任専門員			校長	
を			に、「課長		
	校長			主任専門員	
を			に改め、同表知事部局港湾事務所の項中「港湾事務所」の下に、「秋		
	校長			主任専門員	
田港湾事務所を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。					

港湾事務所（秋田港湾事務所に限る。）					主任専門員
	所長			主幹	

別表知事部局砂子沢ダム建設事務所の項中、「所長」を「所長主幹」に改め、同表教育委

員会埋蔵文化財センターの項の次に次のように加える。

スポーツ科学センター				主任専門員
	所長		副所長	

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 五（給与の支払監理）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 五（給与の支払監理）の一部を改正する規則

規則七 五（給与の支払監理）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第八条第一項第七号」を「第八条第一項第八号」に、「必要」を「必要」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第一条中「基く条例および」を「基づく条例及び」に改める。

第三条第一項中「まず受給者につき」を削る。
 第四条第一項中「または」を「、又は」に改め、同条第二項中「給与簿」を「給与簿等」に改める。
 第五条中「なされて」を「行われて」に、「発見し」を「発見した場合で」に、「これ」を「これ」に、「または」を「又は」に改める。

第六条の見出しを「（補則）」に改め、同条中「事務局長が決める」を「、事務局長が定める」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 九（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 九(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

規則七 九(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中、「の各号」を削り、同項に次の一号を加える。

四 法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

第十一条第二項中、「の各号」を削り、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

第十六条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「事項は、」の下に「人事委員会」を加える。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則

規則七 三三(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第四号中、「又は埋蔵文化財センター」を「、埋蔵文化財センター

又はスポーツ科学センター」に改め、同項第六号中「環境政策課環境あきたアクションチーム」を「環境政策課」に改める。

第三条の三第一項第三号中「又は埋蔵文化財センター」を「、埋蔵文化財センター又はスポーツ科学センター」に改め、同項第四号中「環境政策課環境あきたアクションチーム」を「環境政策課」に改める。

第七条第五号を次のように改める。

五 福祉相談センター

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三六(通勤手当)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三六(通勤手当)等の一部を改正する規則

(規則七 三六(通勤手当)の一部改正)

第一条 規則七 三六(通勤手当)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「よる」を「基づき」に、「必要」を「必要」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第八条の三の見出し中「再任用短時間勤務職員」の下に「その他の職員」を加える。

第十条中「利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改める。

第十二条中「次に掲げるもの」を「特別急行列車等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものであること」に改め、同条各号を削る。

第十五条第二項及び第十六条第一号中「利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改める。

第十六条の二第三項第三号中「二万円」を「四万円」に改める。

第十七条の二第二項第三号中「第二十八条第二項」の下に「若しくは職員の仕事の事由に関する条例(昭和五十四年秋田県条例第三号)第二条」を加え、同条第三項各号中「二万円」を「四万円」に改める。

第十七条の四第二項中「第二十八条第二項」の下に「若しくは職員の仕事の事由に関する条例第二条」を加える。

(人事委員会規則七 三六(通勤手当)の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 人事委員会規則七 三六(通勤手当)の一部を改正する規則(平成十六年三月九日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十八条第二項」の下に「若しくは職員の仕事の事由に関する条例(昭和五十四年秋田県条例第三号)第二条」を加える。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

る。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷

殷

人事委員会規則七 四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

規則七 四六(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第三条中「障害者相談センター」を「福祉相談センター」に改める。

第八条第一項中「地域農業改良普及センター」を削る。

第九条第一項の表中「秋田地域振興局八郎潟基幹施設管理事務所」を削り、「流域下水道事務所」の下に「秋田中央道路建設事務所」を加える。

第十一条中「第十四条の二」を「第八条第一項」に、「専門技術員又は改良普及員」を「普及指導員」に改める。

第十三条第一項中「地域振興局のダム管理事務所」を削る。

第十四条中「秋田地域振興局八郎潟基幹施設管理事務所」を削る。

第十四条の二第一項及び第二項第一号並びに別表ダム管理・建設業務手当の項中「地域振興局の」を「地域振興局建設部の」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 五〇(農林漁業改良普及手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷

殷

人事委員会規則七 五〇(農林漁業改良普及手当)の一部を改正する規則

規則七 五〇(農林漁業改良普及手当)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

人事委員会規則七 五〇(農林漁業普及指導手当)

第一条及び第二条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「条例」という。)(第二十三条の三の二の規定に基づき、農林漁業普及指導手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給範囲)

第二条 条例第二十三条の三の二第一項第三号の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する職員とする。

一 農林水産大臣が行う水産業普及指導員資格試験に合格した者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)

又は独立行政法人水産大学校法(平成十一年法律第九十一号)による独立行政法人水産大学校(旧農林水産省組織令(昭和二十七年政令第三百八十九号)又は

独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十二年政令第三百三十三号)による改正前の農林水産省組織令(平成十二年政令

第二百五十三号)による水産大学校を含む。以下単に「水産大学校」という。)

において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又

は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者であつて、国、独立行政法人通則

法(平成十一年法律第三百三十三号)による独立行政法人若しくは地方公共団体の試験

研究機関、学校教育法による大学、水産大学校又は財団法人漁村教育会全国漁業

協同組合学校において水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間、水

産業普及指導員として水産業に関する技術についての普及指導に従事した期間又

はこれらの期間を通算した期間が、最近十五年のうち十二年以上に達するもの

三 前号に掲げる者に準ずる者として人事委員会が認める者

第三条の見出しを「(支給できない場合)」に改め、同条中「第二十三条の三の二

第一項各号に掲げる職員に係る農林漁業改良普及手当の支給要件は、常勤の専門技術

員又は普及員として」を「第二十三条の三の二第一項の職員で常勤のものについて

に、「条例第二十三条の三の二第一項各号に掲げる事務」を「普及事務」に、「承認

を受けた病気休暇の」を「病気休暇の承認を受けて勤務をしていない」に、「以上と

なることとする」を「満たない場合は、農林漁業普及指導手当は支給することがで

きない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する「普及事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第八条第二項各号に掲げる

事務

二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第八十七条第二項各号に掲げる

事務

三 条例第二十三条の三の二第一項第三号に規定する事務

3 第一項の規定は、条例第二十三条の三の二第一項の職員で法第二十八条の五第一

項に規定する短時間勤務の職を占めるものについて準用する。この場合において、

第一項中「常勤のもの」とあるのは、「法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤

務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」と、「(以下

「勤務を要する日」という。)(のうち、普及事務に従事している日」とあるのは

「における再任用短時間勤務職員として勤務を要する時間のうち、普及事務に従事

している時間」と、「日の合計が、その月の勤務を要する日」とあるのは「時間の合計が、その月の再任用短時間勤務職員として勤務を要する時間」と読み替えるものとする。

第四条を削る。

第五条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「条例第二十三条の三の二第一項各号に掲げる職員に係る農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改め、同条を第四条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
(水産業専門技術員資格試験に合格した者等に関する経過措置)
- 2 この規則の施行前に農林水産大臣が行う水産業専門技術員資格試験に合格した者については、水産業普及指導員資格試験に合格した者とみなしてこの規則による改正後の規則七 五〇(農林漁業普及指導手当)(以下「改正後の規則」という。)の規定を適用する。
- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前の規則七 五〇(農林漁業改良普及手当)(以下「改正前の規則」という。)(第二条第二項第二号の資格試験に合格した者については、この規則の施行後三年間は、水産業普及指導員資格試験に合格した者とみなして改正後の規則の規定を適用する。
(水産業に関する普及指導に従事した期間に関する経過措置)
- 4 この規則の施行前に改正前の規則第一条第一項第二号の規定に該当する専門技術員又は同条第二項第二号の規定に該当する普及員であった者についての改正後の規則第二条第二号の規定の適用については、同号中「水産業普及指導員」とあるのは、「水産業普及指導員又は人事委員会規則七 五〇(農林漁業改良普及手当)の一部を改正する規則(平成十七年三月三十一日公布)による改正前の規則七 五〇(農林漁業改良普及手当)第一条第一項第一号の規定に該当する専門技術員若しくは同条第二項第二号の規定に該当する普及員」とする。

人事委員会規則七 六二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則

規則七 六二(特勤勤務手当等)の一部を次のように改正する。

別表第一の四級地の項中

北秋田地域振興局萩形・森吉ダム管理事務所	北秋田地域振興局萩形・森吉ダム管理事務所森吉出張所
----------------------	---------------------------

を

北秋田地域振興局建設部萩形・森吉ダム管理事務所	北秋田地域振興局建設部萩形・森吉ダム管理事務所森吉出張所
-------------------------	------------------------------

に、「北秋田地域振興局早口ダム管理事務所」を「北秋田地域振興局建設部早口ダム管理事務所」に改め、同表一級地の項中「北秋田地域振興局山瀬ダム管理事務所」を

「北秋田地域振興局建設部山瀬ダム管理事務所」に、

山本地域振興局素波里・水沢ダム管理事務所	山本地域振興局素波里・水沢ダム管理事務所水沢出張所
----------------------	---------------------------

を

山本地域振興局建設部素波里・水沢ダム管理事務所	山本地域振興局建設部素波里・水沢ダム管理事務所水沢出張所
-------------------------	------------------------------

に、「仙北地域振興局鎗畑ダム管理事務所」を「仙北地域振興局建設部鎗畑ダム管理事務所」に、「仙北地域振興局協和ダム管理事務所」を

「仙北地域振興局建設部協和ダム管理事務所」に改める。

別表第二中「秋田地域振興局岩見ダム管理事務所」を「秋田地域振興局建設部岩見ダム管理事務所」に、「雄勝地域振興局皆瀬・板戸ダム管理事務所」を「雄勝地域振興局建設部皆瀬・板戸ダム管理事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則八 三(退職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県入職期間延長法 第10条 第1項
 第三項 三（罰則）の1に於ては、
 第四項 三（罰則）の1に於ては、

「差止め」を差止めず、
 「なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内は秋田県知事に対し不服申立てをすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に

に対し、この処分の取消を申し立てることができる。」

（教示） 次のいずれかに該当する場合にはこの処分は取り消し止められている一般の退職手当等が支給される。

- 1 この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起があつた場合
- 2 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をさへ退職の日から起算して1年を経過した場合（ただし、被処分期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときそのを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めこの限りでない。）
- 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき退職手当等の支給を差し止める必要がなくなつたと認める場合

（注） この処分について不服があるときは、この処分があつた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県知事に対して不

- 2 この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内は、この処分後の事情の変化を理由に、一時差止をしてこの処分の取消を申し立てることができる。
- 3 この処分の取消の訴えは、この処分があつたことを知から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟にお代表する者は、
となりませぬ。）提起することが
だし、その期間内であつても、処分の日から起算したときは、処分の取消の訴えを提起することができま
4 次のいずれかに該当する場合には、この処分は取り消さ

他この処分るときは、
き、一般の

- 止められている一般の退職手当等が支給されます。
- (1) この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公
い処分があつた場合
 - (2) 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起
となく退職の日から起算して1年を経過した場合。ただ
が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕され
の他この処分を取り消すことが一時差止処分の目的に明
と認められるときは、この限りではありません。
 - (3) 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生
づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がな
る場合

ことを知つた
服申立てをす
日を経過した
止処分者に対

つた日の翌日
いて秋田県を
できます。た
て1年を経過
せん。

れ、一時差し
訴を提起しな
訴をされるこ
し、被処分者
ているときそ
らかに反する
じた事情に基
なつたと認め

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則八 六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則八 六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

規則八 六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第八条の第二項」を「第八条の第三項」に改める。

第五条の九中「第五条の二」を「第五条の六」に改め、同条を第五条の十三とする。

第五条の八を削る。

第五条の七第一項第四号中「第五条の五」を「第五条の九」に改め、同条を第五条の十一とし、同条の次に次の一条を加える。

（介護を行う職員への準用）

第五条の十二 第五条の七、第五条の八（第一項第三号及び第四号を除く。）、第五条の十及び前条（第一項第三号及び第四号並びに第二項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第五条の八第一項第一号及び前条第一項第一号中「子」とあるのは、「要介護者」と、第五条の八第一項第二号及び前条第一項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは、「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第二項中「次の各号」とあるのは、「前項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

第五条の六第一項中「第八条の第二項」を「第八条の第三項」に、「深夜勤務・時間外勤務制限請求書」を「早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書」に改め、同条第二項及び第三項中「第八条の第二項」を「第八条の第三項」に改め、同条を第五条の十とする。

第五条の五中「第八条の第二項」を「第八条の第三項」に改め、同条を第五条の九とする。

第五条の四第一項第四号中「第五条の二」を「第五条の六」に改め、同条を第五条の八とする。

第五条の三第一項中「第八条の第二項」を「第八条の第三項」に、「深夜勤務・時間外勤務制限請求書」を「早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書」に改め、同条を第五条の七とする。

第五条の二中「第八条の第二項」を「第八条の第三項」に改め、同条を第五条の六とし、第五条の次に次の見出し及び四条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第五条の二 任命権者は、条例第八条の第二項の規定に基づき、職員に早出遅出勤務をさせようとする場合には、早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻、休憩時間並びに休憩時間をあらかじめ定めるものとする。この場合において、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

第五条の三 条例第八条の第二項の規定による請求は、早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書（様式第一号）により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）を明らかにして、あらかじめ行うものとする。

2 前項の請求があつた場合においては、任命権者は、公務の運営に支障がある場合があるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知をした後において、公務の運営に支障があることとなる日があることが明らかとなった場合には、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、第一項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第五条の四 前条第一項の請求がされた日から早出遅出勤務開始日の前日までの間に、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかつたものとみなす。

一 当該請求に係る子が死亡したこと。

二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつたこと。

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつたこと。

2 前項（第三号を除く。）の規定は、条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項第一号中「子」とあるのは、「条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは、「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読

- み替えるものとする。
- 3 早出遅出勤務開始日から早出遅出勤務終了日の前日までの間において、第一項各号（前項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、前条第一項の請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であつたものとみなす。
- 4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項に規定する場合においては、職員は、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。
- 5 前条第三項の規定は、前項の届出について準用する。
- （早出遅出勤務に関し必要な事項）
- 第五条の五 前三条に規定するもののほか、早出遅出勤務に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
- 第十二条の表子の看護等休暇の項中、「第十三条第四項」を「第十三条」に改め、「（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間）」を削る。
- 第十七条第一項中、「年次・特別休暇請求書」の下に、「（様式第一号の二）」を加える。
- 様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号 早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書 (第 5 条の 3、第 5 条の 7、第 5 条の 10 関係)

(A 4 判)

早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書			
任命権者 様		請求年月日 年 月 日	
子を養育する ため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 第 項 (第 8 条の 3 第 3 項におい 要介護者を介護する			
て準用する同条第 項)の規定により、次のとおり		早出遅出勤務 深夜における勤務の制限を請求します。 時間外勤務の制限	
		請求者 所 属 職氏名 ㊟	
1 請求に係る子又は要介 護者に関する事項	氏 名		
	職 員 と の 続 柄		
	子 の 生 年 月 日	年 月 日生 (出産予定日)	
	養子縁組の効力が 生 じ た 日	年 月 日	
2 職員の配偶者で当該子 の親である者の有無及び 状況	有	深夜において就業している。(深夜における勤務の制限を請求 する場合、該当するときのみ記入) 就業している。(時間外勤務の制限を請求する場合、該当す るときのみ記入) 負傷、疾病、身体上又は精神上の障害により養育が困難であ る。(深夜における勤務又は時間外勤務の制限を請求する場合 で、該当するときのみ記入) 出産前 6 週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14 週間) 又は出産 後 8 週間以内である。 上記のいずれにも該当しない。	
	無		
3 要介護者の状態及び具 体的な介護の内容			
4 請求に係る期間	早出遅出勤務又は深夜 における勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで	毎日 毎週 曜日 その他 ()
	時間外勤務の制限	年 月 日から 1年 月 (1年に満たない場合)	
5 請求に係る早出遅出勤 務の始業及び終業の時刻 並びに当該時刻とする理 由	始業及び終業の時刻	時 分から 時 分まで	
	理 由		

注

- 1 1 の欄の「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、 出産予定日にレ印を記入すること。
- 2 2 の欄は、子を養育するための請求 (早出遅出勤務の請求を除く。) の場合のみ記入すること。この場合において、同欄中「就業している。」とは、就業回数が 1 月につき 3 回を超えることをいう。
- 3 3 の欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。
- 4 5 の欄の「始業及び終業の時刻」欄は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入すること。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則九 九（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則九 九（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

規則九 九（公益法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別表第一中「財団法人あきた産業振興機構」を「財団法人あきた企業活性化センター」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則一〇 四（職員からの苦情相談）をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一〇 四（職員からの苦情相談）

（趣旨）

第一条 この規則は、職員（離職した職員を含む。次条及び第四条第一項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（人事委員会に対する苦情相談）

第二条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。

一 離職に関する苦情相談

二 法第二十八条の四又は第二十八条の五の規定に基づき採用に関する苦情相談

（職員相談員）

第三条 人事委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事委員会事務局の職員のうちから、苦情相談を受けて処理する者（以下「職員相談員」という。）を指名するものとする。

（事案の処理）

第四条 職員相談員は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、

助言等を行うほか、関係当事者に対し、指導、あつせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないとき、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、規則一〇 〇（勤務条件に関する措置の要求）の規定による措置の要求の受理又は規則一〇 一（不利益処分についての不服申立て）第十一條第一項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は、打ち切られたものとみなす。

（調査）

第五条 職員相談員は、申出人、当該申出人の任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定により職員相談員から事情聴取等を求められた職員が請求したときは、当該事情聴取等に応ずるために必要な時間、勤務しないことを承認するものとする。

（記録の作成等）

第六条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、人事委員会に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第七条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第八条 任命権者は、苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し人事委員会が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

（人事委員会及び任命権者の協力等）

第九条 人事委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力を行うものとする。

2 人事委員会は、任命権者及び関係機関に対し、必要に応じて、苦情相談に係る事務について協力及び報告を求めることができる。

3 前二項に規定するほか、人事委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務について相互に連携を図りながら協力するものとする。

（補則）

第十条 この規則の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(規則一 (規則の分類)の一部改正)

2 規則一 (規則の分類)の一部を次のように改正する。

「不利益処分審査及び勤務条件の措置」を「公平審査」に改める。

(規則九 三(職務に専念する義務の特例)の一部改正)

3 規則九 三(職務に専念する義務の特例)の一部を次のように改正する。

第二条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 規則一〇 四(職員からの苦情相談)第二条の規定による苦情相談(面談に

よる場合に限る。)を行う場合及び同規則第五条第二項の規定に基づき職員相

談員からの事情聴取等に応ずる場合

(規則一二〇 (一般職の任期付研究員の採用等)の一部改正)

4 規則一二〇 (一般職の任期付研究員の採用等)の一部を次のように改正する。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

人事委員会規則一一 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一」の下に「の上欄に掲げる市町村等」を加え、「市町村等」

を「市町村」に改める。

別表第一本荘市の項から大曲市の項まで、鷹巣町の項、森吉町の項、阿仁町の項、合川町の項、昭和町の項、飯田川町の項、天王町の項、若美町の項、矢島町の項から西仙北町の項まで、中仙町の項、協和町の項から仙北町の項まで、太田町の項、稲川町の項、雄勝町の項、皆瀬村の項及び昭和町、飯田川町組合立羽城中学校組合の項を削り、同表中「森吉町外四カ町村病院組合」を「北秋田市上小阿仁村病院組合」に、「大瀧村ほか二町衛生処理組合」を「大瀧地区衛生処理組合」に改め、同表鷹巣阿仁広域市町村圏組合の項を削り、同表中「角館町外三か町村公衆衛生施設組合」を「角

館町外二か町村公衆衛生施設組合」に改め、同表公立合川高等学校組合の項及び湖南地区衛生処理組合の項を削り、同表中「大森町外二ヶ町村山林管理組合」を「大森町大雄村共有財産管理組合」に、「鷹巣町外六カ町村衛生施設組合」を「北秋田市周辺衛生施設組合」に改め、同表矢島・鳥海清掃一部事務組合の項及び仙北西部特別養護老人ホーム一部事務組合の項を削り、同表中「仙北東部特別養護老人ホーム一部事務組合」を「大仙美郷介護福祉組合」に改め、同表仙北西部老人保健施設一部事務組合の項を削る。

別表第二中「市町村等名」を「市町村名」に改め、「及び一部事務組合」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会訓令

秋田県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局処務規程(昭和三十五年秋田県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十二号を第十三号とし、第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員からの苦情相談に係る職員相談員の指名

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会告示

秋田県人事委員会告示第一号

口頭により開示請求をすることができる個人情報(平成13年秋田県人事委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

表中「職員採用上級試験」を「大学卒業程度試験」に、「職員採用中級試験」を「短大卒業程度試験」に、「職員採用初級試験」を「高校卒業程度試験」に改める。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十一年三月十九日(号外第二号)掲載の人事委員会規則(人事委員会規則八
六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則)
(印刷誤り)

四 上 五 第二項 前一項

購読料 一月三千六百七十五円(税込)
発行 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県松原印刷株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話 082-8766863
FAX 082-8766863
E-mail: matsubaransatsu.co.jp

